

スーパーヨット誘致 PR 動画制作業務仕様書

1 委託業務名

スーパーヨット誘致 PR 動画制作業務

2 業務目的

国内外のスーパーヨットを新西宮ヨットハーバー(以下、「新西宮 YH」という。)に誘致促進するため、新西宮 YH が備えている受入環境や兵庫県の魅力を紹介する PR 動画を制作する。

制作した PR 動画は、スーパーヨットオーナー等への寄港先の提案資料として旅行代理店等に提供するほか、Youtube を介した国内外への配信、県観光部局等による海外プロモーションでの放映・展示など、スーパーヨット誘致に向けた様々な取組に活用する。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和 5 年 12 月 28 日まで

4 委託費

2,500,000 円以内 (消費税及び地方消費税を含む。)

5 業務内容

(1) 観光 PR 動画の制作

本業務の目的を達するため欧米富裕層の潜在ニーズを捉え、最適な動画コンセプトを設定の上、新西宮 YH の概要及び受入設備及び兵庫県の様々な観光資源 (自然・食・歴史・文化・体験など) の魅力を、最も効果的な撮影技法を用いて表現した動画を以下のとおり制作・納品すること。

ア 新西宮 YH が持つ利点や特色 (アジア有数のビジターバースを所有、長期滞在受け入れ可能など) を PR し、寄港先選定に繋がる内容とすること

イ 兵庫県の観光スポットは撮影シーズンを考慮し、四季において誘客促進に繋がる場所を 10 か所以上提案し、委託者と協議の上、決定すること

※兵庫五国 (神戸・阪神、播磨、但馬、丹波、淡路) の地域バランスを配慮し、各地域 1 か所以上は撮影スポットに含むこと。なお、使用許可が出た場合に限る、県観光振興課等が所有する動画素材を使用・再編集することを可能とする。

[参考] ひょうご観光本部公式 Youtube

<https://www.youtube.com/@user-jf5fm6xz8p>

ウ ターゲットの嗜好に合った動画とするため、スーパーヨットオーナーや欧米富裕層からの意見聴取を行い、内容に反映させること

エ ドローン空撮を活用するなど、より多くの視聴者を惹きつける動画構成とし、特に最初の 10 秒は発信したい内容をコンパクトに表現する工夫を凝らし制作を行

うこと

オ 動画はスローモーション映像を除き、4K解像度以上で撮影すること

カ 訴求効果が見込まれる場合は、字幕や人物起用及びナレーションの有無についても提案を行うこと

キ ナレーション及びキャプションについては、日本語版と英語版の動画をそれぞれ制作すること

ク 英語版の制作にあたっては、ネイティブチェックを行うこと

ケ 5分程度にまとめたロング版を1本以上、30秒にまとめたショート版を1本以上制作し、動画の時間に応じて最大限のPR効果を得られる構成を組むこと

コ イベント等において上映するに際し、視聴者に動画放映していることを一目で知らせ、興味を持ってもらうため、ブース等に展示するパネルを作成すること

(2) YouTube 等を活用したプロモーション

ア 上記(1)で制作した動画を兵庫県等の公式YouTubeアカウントにて配信すること

イ YouTubeアカウントで公開するにあたり必要なタイトル、サムネイル画像、概要説明及びタイムライン等を設定すること

ウ 配信動画をより多くの視聴者へ届けるため、動画視聴回数目標を設定の上、YouTube広告を実施すること。ただし、動画広告費および広告管理費にかかる費用は、全体予算の10%程度とし、効率的かつ効果的な手法により計画性を持って広告配信を行うこと

エ その他、話題性・拡散性に繋がるプロモーション手法を提案・実施すること

(3) 納品物

ア 動画

納品は、以下の媒体で最適な解像度でおこなうこと。

USB(制作する動画データをすべて収めたもの)：30個

イ パネル

B1サイズ(日本語版2枚、英語版2枚)

※あわせてデータ(イラストレータ及びPDF)でも納品すること

【動画制作における留意事項】

- ① 撮影場所、時間等を工夫することとし、これらを使用する際に必要となる調整及び撮影許認可等の各種手続は受託者にて行うこと。
- ② 映像制作にあたっては、季節や天候等の都合により撮影が難しい場合等を除き、新規撮影を原則とする。適当な映像が撮影できなかった場合等には、受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可とするが、手続等は受託者にて行うこと。
- ③ 動画コンテンツに込められた情報の表現力を向上させるため、効果的な音楽や効果音の挿入を行うこと。

- ④ BGM等の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用し、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合の手続は受託者にて行うこと。
- ⑤ 出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理や、出演料の支払い等の手続は受託者にて行うこと。
- ⑥ それぞれの動画について、動作確認を2回以上行うものとする。
- ⑦ 動画作成においては、基本的に受託者の設備及び機器を使用すること。なお、屋外での撮影が想定されるため、音声については質の高い音声を記録できるようにすること。
- ⑧ 映像企画・制作におけるディレクションは、観光分野において映像制作実績があり、本県についての知見があるディレクターが担当すること。
(別途提出する「担当ディレクターの類似動画制作業務実績」にて実績を記載し、評価の一部とする。)
- ⑨ 撮影にあたっては、実績のあるカメラマンにて行うこと。
(別途提出する「企画提案書」にて実績を記載し、評価の一部とする。)
- ⑩ 業務の実施に必要なソフトウェア等についても、受託者が調達し、管理・運用を行うこと。
- ⑪ 業務実施にあたり、受託者はデータの漏洩、データの滅失、事故等の予防に十分留意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。
- ⑫ 業務実施による成果物は、全て委託者の権利に属するものとする。
- ⑬ 動画の縦横比は16：9とすること。
- ⑭ 本紙に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底の上、業務遂行に当たること。
- ⑮ トラブル発生時には、迅速な対応により回復を図ること。
- ⑯ 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。

6 業務実施上の注意事項

(1) 契約の締結

- ① 本プロポーザルは受託者の選定を行うものであり、事業内容は委託者と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。
- ② 本業務の目的達成のため、委託者の指示により仕様書の内容の追加、変更を行う場合がある。

(2) 業務の進捗管理

本業務の進め方について、受託者は、委託者と密に協議、連絡調整を行い、適切なス

スケジュール管理を行うこと。

(3) 業務の履行に関する措置

本業務に履行については、委託者の指示に従うこと。

(4) 成果品の利用（二次利用）

本業務の成果品の所有権、著作権、利用権は、委託者に帰属するものとし、委託者は本業務の成果品を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開・放送等に随時利用するとともに、編集・改変を行うことができるものとする。

(5) 業務完了後の瑕疵

業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(6) 納品データの安全管理

撮影データ並びに編集データについては、情報漏洩や滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な映像情報の管理、運営措置を講じなければならない。

また、電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

(7) 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(8) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(9) 著作権等の取扱い

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いを、以下のとおり定める。

ア 本業務において制作された成果品の著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利）は、契約期間に関わらず、委託者に帰属する。

イ 委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2号第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

ウ 委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

(10) 第三者の権利侵害の禁止

本業務の履行に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第

三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛失等が生じた場合は、責任及び負担において対応し、委託者は責任を負わないものとする。

(11) 再委託の禁止

受託者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ(以下、「再委託等」という。)てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託者を行う業務の範囲等を記載した書面を委託者に提出し、了承を得た場合はこの限りではない。

(12) その他

- ① 受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- ② 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、委託者に提出すること。